

NTT法による外資等規制の 必要性に関する考察

～外為法による規制の現状を踏まえて～

令和5年10月4日

弁護士 田島 正広

弁護士 西川 文彬

前提（NTT法と外為法の外資等規制）

▶ ※第4回 通信政策特別委員会事務局説明資料より一部抜粋引用

▶ 1 NTT法（会社の義務としての定め）

（1）出資規制 外国人等議決権割合を3分の1未満と定めている（同法6条）。

（2）外国人役員規制

日本国籍を有しない人は、会社及び地域会社の役員になることができない（同法10条1項）。

▶ 2 外為法（外国投資家の義務としての定め）

外国投資家が、通信事業を営む上場会社（子会社が指定業種を営む場合を含む）の株式を1%以上取得する場合、原則、事前届出が必要となる。

ただし、10%未満の株式取得については、一定の基準（免除基準及び上乗せ基準）を遵守すれば、事後報告で実施可能となる。

NTT法の外資等規制の合理性、相当性

▶ NTT法の目的（同法第1条第1項）

適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

▶ 保有資産の特徴と公共性、要保護性

メタル回線、光ファイバを敷設するための電柱、管路・とう道は、公社からNTT東西が承継しており、固定通信・移動通信双方の基盤として高い公共性を有し、経済安全保障上の要保護性も高い。

▶ 目的に対する規制の合理性、相当性

上記目的を達成するために出資規制、外国人役員規制を設けることの合理性は、未だ喪失されているものではないと思料される。なお、役員の一部開放など手段の相当性について検討の余地は感じられる。

NTT法の外資等規制を撤廃した場合の外為法での対応可能性

▶ 外為法上対応可能な範囲

出資規制については、外国人等議決権割合が3分の1を超えるような取得については、外為法の事前届出免除制度が適用されることはないため、事前届出による事前審査がなされる。

▶ 外為法上の対応の限界

事前審査がなされたとしても、外国人等議決権割合が3分の1を超えるような株式の取得について、必ずしも投資の変更・中止の勧告や命令がなされる保証はない。

また、日本国籍を有しない者の役員就任も否定することはできない。

違法に対内直接投資等がなされた場合の事後措置実施までのタイムラグは、保有資産の安全性担保を困難ならしめる虞がある。

外為法の事前規制（変更・中止命令）が出されたのは2008年に外資系投資ファンドが電源開発株式会社（Jパワー）の株式を追加取得しようとした際の1件（中止命令）のみといわれている（※経済安全保障×投資規制・貿易管理 外為法Q&A（貞嘉徳・高田翔行）P81より）。

黄金株による対応可能性

▶ 黄金株とは

株主総会や取締役会の決議事項につき拒否権を持つ種類株式。拒否事項は定款で定める必要がある。

▶ 導入実例

株式会社INPEX（旧国際石油会社）。

▶ 導入する場合の問題点

東京証券取引所は、上場会社について、取締役の選解任等の重要事項に関する黄金株の発行に関する決議、決定があった場合、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとされる場合を除き、上場を廃止するものとしている。

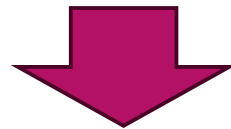
決議それ自体についても、株価への影響は避けられず、特別多数決を得られるかの問題もある。

外為法上制限される対内直接投資とは

- ▶ 国の安全等に係る対内直接投資等（外為法27条3項）
 - 一 イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある対内直接投資等（中略）
 - イ **国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。**
 - ロ **我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。**
 - 二 （以下略）

現状の外為法における事前審査の限界

- ▶ 財務大臣及び事業所管大臣は、「国の安全等に係る対内直接投資等」（外為法27条3項）に該当すると認めるときに、投資の変更・中止の勧告・命令が可能とされている（同法5項、10項）。
- ▶ しかし、必ずしもNTT法第1条「適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと」の目的と一致しているものではない。



- ▶ NTT法の外資規制を直ちに廃止した場合に、外為法で同様の規制が維持されることが担保されている状況にはないと思料される。
- ▶ 仮に、外為法上NTT法と同様の規制を導入するとすれば、立法目的、規制内容、判断基準を異にする制度を混入させることとならざるを得ないが、それは外為法の抜本的な見直しを要するものとなるように思料される。

出資規制以外の規制態様の違い

- ▶ NTT法においては、日本国籍を有しない人の役員就任が規制されているが、外為法においては、事前届出免除制度の中の免除基準に関連するだけであり、禁止されていない。
- ▶ NTT法は、会社の目線から出資規制に反しないかを確認するものとされているところ、外為法は外国投資家の目線からの確認が必要とされるものである。

結語

現状、外為法の事前審査でNTT法と同様の外資等規制が実現できるといった保証がないと思料されるどころ、少なくともNTT法による規制目的に合理性があり、その達成のための規制手段の相当性についても（見直しの余地がないとはいえないものの）直ちに不相当とは思われない点に照らすと、NTT法の外資等規制を廃止することについては慎重に議論されることが相当であると思料する。

ご清聴ありがとうございました。